

第 65 回 伊勢市都市計画審議会 議案書

令和 4 年 6 月 3 日

目 次

【審議案件】

議案第 1 号 会長及び副会長の選出

議案第 2 号 伊勢市景観委員会設置要綱の改正

議案第 3 号 伊勢市都市計画審議会運営規程及び伊勢市土地利用委員会設置要綱の改正

伊勢市都市計画審議会委員名簿

令和4年6月3日現在

区 分		団体・役職名等	氏 名	備 考
学 識 経 験 の あ る 者	都市計画・建築	三重大学大学院工学研究科建築学専攻 教授	あさの さとし 浅野 聡	
	法学・経済	弁護士	このくち まなぶ 河之口 学	
	環境・土木	三重大学生物資源学部助教	いとう りょうえい 伊藤 良栄	
	交 通	皇學館大学現代日本社会学部 教授	かさばら まさし 笠原 正嗣	
	観 光	鈴鹿大学国際人間科学部教授	とみちと まり こ 富本 真理子	
	建築・住宅	三重県建築士会伊勢支部支部長	にしい かずひ こ 西井 一比古	
	商 工 業	伊勢商工会議所副会頭	さかたに たかのり 坂谷 隆徳	
	農 業	伊勢農業協同組合専務理事	さかとく まさあき 酒徳 雅明	
市 議 会 の 議 員	議 会	伊勢市議会議員	みやざき まこと 宮崎 誠	
	〃	〃	きたむら まさる 北村 勝	
	〃	〃	のぐち よしこ 野口 佳子	
	〃	〃	つじ たかき 辻 孝記	
	〃	〃	しゆく のりやす 宿 典泰	
市 の 住 民	市 民	一般公募	かわむら ゆきひさ 河村 幸久	
	〃	〃	たけもと く に こ 竹本 訓子	
	〃	〃	ちしま たかひろ 千島 孝弘	
	〃	〃	なかで むつみ 中出 睦	
	〃	〃	もりい み え 森井 美恵	

伊勢市景観委員会設置要綱（案）

令和4年6月3日

伊勢市都市計画審議会

（設置）

第1条 伊勢市都市計画審議会運営規程（平成19年2月1日。以下、「運営規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、伊勢市景観委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、運営規程第5条第1項の規定に基づき、伊勢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の予備機関、調査機関として、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項に規定する届出、第3項に規定する勧告及び第17条に規定する変更命令に関する事項（伊勢市景観条例（平成21年伊勢市条例第14号。）第9条第2項の規定により重点地区として指定した内宮おはらい町地区及び二見町茶屋地区に関する事項を除く。）並びに法第19条に規定する景観重要建造物及び法第28条に規定する景観重要樹木に関する事項を調査審議するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員又は伊勢市都市計画審議会条例（平成17年11月1日伊勢市条例第157号）第4条第1項に規定する臨時委員（以下、「委員会委員」という。）6人以内をもって組織する。

（委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員会委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 委員会は、委員会委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

3 この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

(参考)

伊勢市景観委員会設置要綱（案）

改正後	改正前
第1条～第2条 略 (組織) 第3条 委員会は、委員又は伊勢市都市計画審議会条例（平成17年11月1日伊勢市条例第157号）第4条第1項に規定する臨時委員（以下、「委員会委員」という。） 6 人以内をもって組織する。 第4条～第7条 略	第1条～第2条 略 (組織) 第3条 委員会は、委員又は伊勢市都市計画審議会条例（平成17年11月1日伊勢市条例第157号）第4条第1項に規定する臨時委員（以下、「委員会委員」という。） 5 人以内をもって組織する。 第4条～第7条 略

伊勢市都市計画審議会運営規程（案）

令和 4 年 6 月 3 日

伊勢市都市計画審議会

（趣旨）

第 1 条 この規程は、伊勢市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 157 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、伊勢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長の選任）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に定める委員の選挙の方法は無記名投票とし、有効投票の最多数をもって選任する。

2 前項の投票の結果、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票により選任するものとする。

3 審議会は、委員に異議のないときは、第 1 項の規定にかかわらず投票に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

（会長及び副会長の任期）

第 3 条 会長及び副会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長、副会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長、副会長が欠けたときは、次の審議会において選任を行うものとする。

（委員の代理）

第 4 条 条例第 3 条第 2 項の規定により選任された関係行政機関又は三重県の職員にやむを得ない事情があるときは、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、議事に参加し、決議に加わることができる。

（委員会）

第 5 条 審議会は、条例第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する特別の事項若しくは専門の事項又は市長が要請する事項を調査審議するにあたって、審議会審議の予備機関、調査機関として、委員会を設けることができるものとする。

2 委員会は、会長が指名する委員、市長が任命する臨時委員、専門委員の中から組織する。

3 審議会は、必要なとき委員会に予備審議内容、調査内容を報告させ、調査審議するものとする。

4 会長は、前項の規定にかかわらず、委員会の所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議を委員会に付託することができる。

5 前項の規定により委員会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 会長は、次の表の左欄に掲げる所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる委員会に付託するものとし、委員会の議決をもって審議会の議決とする。

所掌事務	委員会の名称
景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に規定する届出、第 3 項に規定する勧告及び第 17 条に規定する変更命令に関する事項（伊勢市景観条例（平成 21 年伊勢市条例第 14 号。以下「景観条例」という。）第 9 条第 2 項の規定により重点地区として指定した内宮おはらい町地区及び二見町茶屋地区に関する事項を除く。）並びに法第 19 条に規定する景観重要建造物及び法第 28 条に規定する景観重要樹木に関する事項	伊勢市景観委員会
伊勢都市計画景観地区として決定した内宮おはらい町地区、伊勢都市計画高度地区として決定した高度地区（内宮前）及び景観条例第 9 条第 2 項の規定により重点地区として指定した内宮おはらい町地区に関する事項	伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会
景観条例第 9 条第 2 項の規定により重点地区として定められた二見町茶屋地区に関する事項	伊勢市二見町茶屋地区景観委員会
伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成 23 年伊勢市条例第 30 号）第 8 条第 2 項（第 9 条により準用する場合を含む）、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成 23 年伊勢市条例第 31 号）第 6 条第 2 項及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和 4 年伊勢市条例第 11 号）第 7 条第 2 項にそれぞれ規定する特例許可に関する事項	伊勢市土地利用委員会

（議事の説明者）

第 6 条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

（会議の原則公開）

第 7 条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

- (1) 伊勢市情報公開条例第 9 条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

2 傍聴の要領については別に定める。

（議事録）

第 8 条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員 2 名がこれに署名捺印するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開会、閉会の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の概要
- (5) その他審議会の経過に関する事項

3 審議会の議事録は、伊勢市情報公開条例第 9 条各号の規定に該当する情報を除き、これを公開する。

（改定）

第9条 この規程の改定は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めがない事項は、会長が審議会にはかって定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月31日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年6月12日から施行する。
- 4 この規定は、平成24年4月12日から施行する。
- 5 この規定は、令和4年6月3日から施行する。

(参考)

伊勢市都市計画審議会運営規程（案）

改正後	改正前																				
第1条～第4条 略 (委員会) 第5条 略 2～5 略 6 会長は、次の表の左欄に掲げる所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる委員会に付託するものとし、委員会の議決をもって審議会の議決とする。	第1条～第4条 略 (委員会) 第5条 略 2～5 略 6 会長は、次の表の左欄に掲げる所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる委員会に付託するものとし、委員会の議決をもって審議会の議決とする。																				
<table><tr><th>所掌事務</th><th>委員会の名称</th></tr><tr><td>略</td><td>伊勢市景観委員会</td></tr><tr><td>略</td><td>伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会</td></tr><tr><td>略</td><td>伊勢市二見町茶屋地区景観委員会</td></tr><tr><td>伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む）<u>伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）第7条第2項</u>にそれぞれ規定する特例許可に関する事項</td><td>伊勢市土地利用委員会</td></tr></table>	所掌事務	委員会の名称	略	伊勢市景観委員会	略	伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会	略	伊勢市二見町茶屋地区景観委員会	伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む） <u>伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）第7条第2項</u> にそれぞれ規定する特例許可に関する事項	伊勢市土地利用委員会	<table><tr><th>所掌事務</th><th>委員会の名称</th></tr><tr><td>略</td><td>伊勢市景観委員会</td></tr><tr><td>略</td><td>伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会</td></tr><tr><td>略</td><td>伊勢市二見町茶屋地区景観委員会</td></tr><tr><td>伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む）<u>および伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項にそれぞれ規定する特例許可に関する事項</u></td><td>伊勢市土地利用委員会</td></tr></table>	所掌事務	委員会の名称	略	伊勢市景観委員会	略	伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会	略	伊勢市二見町茶屋地区景観委員会	伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む） <u>および伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項にそれぞれ規定する特例許可に関する事項</u>	伊勢市土地利用委員会
所掌事務	委員会の名称																				
略	伊勢市景観委員会																				
略	伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会																				
略	伊勢市二見町茶屋地区景観委員会																				
伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む） <u>伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）第7条第2項</u> にそれぞれ規定する特例許可に関する事項	伊勢市土地利用委員会																				
所掌事務	委員会の名称																				
略	伊勢市景観委員会																				
略	伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会																				
略	伊勢市二見町茶屋地区景観委員会																				
伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む） <u>および伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項にそれぞれ規定する特例許可に関する事項</u>	伊勢市土地利用委員会																				
第6条～第10条 略	第6条～第10条 略																				

伊勢市土地利用委員会設置要綱（案）

令和 4 年 6 月 3 日

伊勢市都市計画審議会

（設置）

第 1 条 伊勢市都市計画審議会運営規程（平成 24 年 4 月 12 日。以下、「運営規程」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市土地利用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、運営規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の予備期間、調査機関として、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成 23 年伊勢市条例第 30 号）第 8 条第 2 項（第 9 条により準用する場合を含む）、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成 23 年伊勢市条例第 31 号）第 6 条第 2 項及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和 4 年伊勢市条例第 11 号）第 7 条第 2 項にそれぞれ規定する特例許可に関する事項を調査審議するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、条例第 2 条第 1 項に規定する委員又は条例第 4 条第 1 項に規定する臨時委員（以下、「委員会委員」という。）5 人以内をもって組織する。

（委員長および副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員会委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 委員会は、委員会委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

2 この要綱は、平成 26 年 7 月 7 日から施行する。

3 この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

(参考)

伊勢市土地利用委員会設置要綱（案）

改正後	改正前
第1条 略 （所掌事務） 第2条 委員会は、運営規程第5条第1項の規定に基づき、伊勢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の予備期間、調査機関として、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む）、<u>伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）第7条第2項にそれぞれ規定する特例許可に関する事項を調査審議するものとする。</u> 第3条～第7条 略	第1条 略 （所掌事務） 第2条 委員会は、運営規程第5条第1項の規定に基づき、伊勢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の予備期間、調査機関として、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）第8条第2項（第9条により準用する場合を含む）<u>および伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）第6条第2項にそれぞれ規定する特例許可に関する事項を調査審議するものとする。</u> 第3条～第7条 略